

# 1. 道路法以外の各法（道路運送車両法・道路交通法など）との適法性については、特車審査の対象外のため、必ず申請者においてご確認ください

国の特車申請窓口（国道事務所・開発建設部）では、申請書に記載された諸元（重量・寸法）の車両が、道路構造上支障なく申請の経路を通行できるか、といった観点で道路法に基づき審査し、必要な条件を付して許可しています。

一方、特車許可車両が道路を通行する際には、車両構造や交通ルールなど、道路法以外の各法（道路運送車両法・道路交通法など）も遵守する必要があります。

道路運送車両法・道路交通法などの各法は道路法に基づく特車申請の審査対象外であり、窓口では確認しておりませんので、申請前・通行前に必ず申請者ご自身で確認頂き、不明な点があれば、最寄りの関係各機関へ直接お問い合わせ下さい。

## 《申請者が確認する（関係各機関へ直接問い合わせる）事項の一例・確認窓口》

### 【①車両構造（道路運送車両法）＝最寄りの運輸支局】

- ア 車検証の有効期限が残っているか  
（車検により車両番号が変わる等、許可証記載事項の変更は申請が必要）
- イ 牽引車・被牽引車の連結検討が済んでいるか
- ウ 牽引車の第5輪荷重が、被牽引車の車検証に記載された第5輪荷重以内に収まっているか
- エ 申請に係る積荷の重量・寸法を積める車両として保安基準の緩和を受けているか
- オ 回送運行許可証や臨時運行許可証の交付を受けているか  
（特車許可は最大2年付されるが、走行は各運行許可証の期間を遵守）

### 【②交通ルール（道路交通法）＝出発地の警察署】

- カ 荷台から積載貨物がはみ出す割合に関して、制限外積載許可が必要か  
（長尺物の前1割・後3割など、車検証の記載事項は、運輸支局へ）
- キ 高速自動車国道が経路にある場合、法定最低速度以上で走行可能か

### 【③その他】

- ク 積載貨物は十分に固縛されているか（トラック協会など）
- ケ 申請代理人が書類作成に係る報酬を得ている場合、業として報酬を得ることができる者か（都道府県行政書士会など）

## 2. 複数のトラクタ・トレーラが1件の申請（包括申請）になっている場合、特殊車両通行許可証の総重量まで積載すると過積載になる場合があります

包括申請は・・・

重量・寸法が異なる複数のトラクタ・トレーラが各々連結して通行することを想定し、申請された全ての車両から、最大の重量・寸法を組み合わせた「合成値」による車両諸元で、道路構造上通行できるか審査しています。

<例 重量と寸法の違うトレーラ(A型・B型)を包括申請して、許可された場合>

A型



車検証によると、  
寸法 長さ1,580cm・幅250cm・高さ380cm  
重量 車両自重14,130kg+乗員110kg+最大積載量22,000kg  
=総重量36,240kg

+

B型



車検証によると、  
寸法 長さ1,592cm・幅249cm・高さ380cm  
重量 車両自重14,000kg+乗員110kg+最大積載量21,930kg  
=総重量36,040kg

| 車両諸元   | 総重量      | 最遠軸距    | 最小隣接軸距  | 隣接軸重     | 長さ      |
|--------|----------|---------|---------|----------|---------|
|        | 36240 kg | 1209 cm | 136 cm  | 13520 kg | 1592 cm |
|        | 幅        | 高さ      | 最小回転半径  | 最大軸重     | 最大輪荷重   |
| 250 cm | 380 cm   | 1042 cm | 9080 kg | 4540 kg  |         |

特殊車両通行許可証の抜粋です。この合成車両で審査しました。

※A・Bとも「積載物重量=最大積載量」で申請したものとして算定

しかし、

上記“B型”トレーラの車検証の最大積載量は21,930kgであるため、特殊車両通行許可証の総重量である36,240kgまで積載すると、車検証の最大積載量を200kgを超える（**過積載**）こととなります。

そのため、道路の通行にあたり、「重さ」については必ず、  
**「特殊車両通行許可証の総重量以内」かつ「車検証の最大積載量以内」**  
に収めてください。

特殊車両通行許可証（道路法）は、車検証の最大積載量（道路運送車両の保安基準）を超えて積載することを認めていません。（条件書に記載されています）

ワンポイント：車両諸元が大きく異なる車両同士は、分けて申請した方が最大積載量を有効活用できます。

※許可証からどれだけ積めるかの目安として、別添の確認シートをご活用ください。

**本件内容に関するお問い合わせ先は・・・**

審査窓口の国道事務所・開発建設部及び本局特車担当課まで